南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修

政令第四百二十二号

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）第三条第三号レ、第五条第八項及び第十六条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

南スーダン国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成二十三年政令第三百四十五号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「平成二十四年九月三十日」を「平成二十四年十月三十一日」に改め、同項第一号中「に関する調整及び次条第一号から第三号まで」を「及び次条第二号に掲げる業務のうち、これらの業務に関する調整並びに同条第四号及び第五号」に改め、同項第二号中「次条第四号」を「次条第六号」に改め、同項第三号を同項第五号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

三　法第三条第三号ワ、カ及びタに掲げる業務並びに次条第一号及び第二号に掲げる業務のうち、これらの業務に関する企画及び調整に係る国際平和協力業務であって、国際連合南スーダン共和国ミッションミッション支援部において行われるもの

四　法第三条第三号ヌ、ヲからカまで及びタに掲げる業務並びに次条第一号から第三号までに掲げる業務のうち、派遣先国の政府その他の関係機関とこれらの業務に従事する自衛隊の部隊等との間の連絡調整に係る国際平和協力業務

第一条第二項を削る。

第二条中「により」の下に「同号カに掲げる業務に類するものとして政令で定める業務は次の第一号に掲げる業務とし、南スーダンにおける国際連合平和維持活動に係る同条第三号レの規定により」を加え、「、次に」を「次の第二号から第六号までに」に改め、第三号を削り、第四号を第六号とし、第二号を第五号とし、第一号を第四号とし、同号の前に次の三号を加える。

一　自然災害によって被害を受けた施設又は設備であってその被災者の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置

二　宿泊又は作業のための施設の維持管理

三　消火及び延焼の防止

第三条第一項中「隊員」の下に「及び法第九条第五項に規定する自衛隊員（以下「部隊派遣自衛隊員」という。）」を加え、同条第三項中「関しては、」の下に「協力隊の隊員（部隊派遣自衛隊員の身分を併せ有する者を除く。）については」を、「の例」の下に「により、部隊派遣自衛隊員については防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）に基づく特殊勤務手当の支給の例」を加える。

別表を次のように改める。

別表（第三条関係）

一　南スーダン内の地域において業務を行う場合（二の項㈠及び三の項本文に規定する場合を除く。）	一万六千円
㈠　南スーダン内の地域において、第一条第一号、第二号若しくは第三号に掲げる業務（派遣先国の政府その他の関係機関と当該業務に従事する協力隊の隊員との間の連絡調整に係るものに限る。）又は同条第四号に掲げる業務を行う場合	
二　ウガンダ内の地域において、第一条第一号、第二号又は第三号に掲げる業務を行う場合	六千円
㈠　ウガンダ又はケニア内の地域において、法第三条第三号ヌ、ヲからカまで及びタに掲げる業務並びに第二条第一号から第三号までに掲げる業務（以下「自衛隊の部隊等の業務」という。）に附帯する業務として、自衛隊の業務に必要な物資の補給に係る場合（四の項㈠及び五の項㈠に規定する場合を除く。）。ただし、陸上において行う場合に限る。	
㈡　ウガンダ又はケニア内の地域において、第一条第一号、第二号又は第三号に掲げる業務を行う場合（㈠に掲げる場合を除く。）	
南スーダンに所在する空港の区域において、自衛隊の部隊等の業務に附帯する業務として、空路により自衛隊の部隊等の業務に従事する人員の輸送又は自衛隊の部隊等の業務に必要な物資の補給を行う場合。ただし、陸上の場所に留まって行う場合に限る。	四千円
三　南スーダンに所在する空港の区域において、自衛隊の部隊等の業務に附帯する業務として、空路により自衛隊の部隊等の業務に従事する人員の輸送又は自衛隊の部隊等の業務に必要な物資の補給を行う場合。ただし、陸上の場所に留まって行う場合に限る。	
㈠　ウガンダ又はケニアに所在する空港の区域において、自衛隊の部隊等の業務に附帯する業務として、空路により自衛隊の部隊等の業務に従事する人員の輸送又は自衛隊の部隊等の業務に必要な物資の補給を行う場合（㈡に掲げる場合を除く。）。ただし、陸上の場所に留まって行う場合に限る。	
㈡　インド、カンボジア、シンガポール、スリランカ、タイ、フィリピン、ベトナム、マレーシア、モルディブ、アラブ首長国連邦、イスラエル、オマーン、サウジアラビア、エジプト、ジブチ又はセーシェルに所在する空港の区域において、自衛隊の部隊等の業務に附帯する業務として、空路により自衛隊の部隊等の業務に従事する人員の輸送又は自衛隊の部隊等の業務に必要な物資の補給を行う場合（五の項㈠本文に規定する場合、ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令（平成七年政令第四百二十一号）別表の二の項㈡又は三の項に基づき手当が支給される場合及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）別表第五に定める海上警備等手当が支給される場合を除く。）。ただし、陸上の場所に留まって行う場合に限る。	三千円
四　四の項㈡に規定する区域において、自衛隊の部隊等の業務に附帯する業務として、空路により乗員が自衛隊の部隊等の業務に従事する人員の輸送又は自衛隊の部隊等の業務に必要な物資の補給を行う場合（ゴラン高原国際平和協力隊の設置等に関する政令別表の二の項㈡又は四の項に基づき手当が支給される場合及び防衛省の職員の給与等に関する法律施行令別表第五に定める海上警備等手当が支給される場合を除く。）。ただし、陸上の場所に留まって行う場合に限る。	
㈡　ケニア又はジブチ内の地域において、自衛隊の部隊等の業務に附帯する業務として、海路により自衛隊の部隊等の業務に従事する人員の輸送又は自衛隊の部隊等の業務に必要な物資の補給を行う場合	千四百円

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修
外務大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修
防衛大臣　一川　保夫

株式会社国際協力銀行法の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十三年十二月二十六日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　藤村　修